

国の債権に係る情報の公表

内閣府(一般会計)

※沖縄総合事務局を含む

歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

(単位:百万円)

	平成25年度								平成26年度								平成27年度										
	管理対象債権額				消滅額				管理対象債権額				消滅額				管理対象債権額				消滅額						
	前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分	前年度以前発生分		本年度発生分		前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分	前年度以前発生分		本年度発生分		前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分	前年度以前発生分		本年度発生分										
			うち不納欠損額	うち不納欠損額	うち不納欠損額	うち不納欠損額			うち不納欠損額	うち不納欠損額	うち不納欠損額	うち不納欠損額															
合 計	44,079	43,023		1,056	5,424	4,397	2	1,027	-	51,250	38,721		12,529	17,377	4,869	0	12,508	-	64,263	33,914		30,353	34,712	4,431	1	30,280	-
備 考	(主な管理対象債権額) 災害援護貸付金債権 33,153百万円 財団法人総合研究開発機構貸付金債権 9,330百万円				(主な消滅額) 財団法人総合研究開発機構貸付金債権 3,110百万円 災害援護貸付金債権 1,113百万円				(主な管理対象債権額) 災害援護貸付金債権 32,067百万円 財団法人総合研究開発機構貸付金債権 6,220百万円 東日本大震災復興放射性物質汚染対策緊急除染等事業費回収金収入 10,265百万円				(主な消滅額) 災害援護貸付金債権 1,607百万円 財団法人総合研究開発機構貸付金債権 3,110百万円 東日本大震災復興放射性物質汚染対策緊急除染等事業費回収金収入 10,265百万円				(主な管理対象債権額) 災害援護貸付金債権 30,535百万円 財団法人総合研究開発機構貸付金債権 3,110百万円 東日本大震災復興放射性物質汚染対策緊急除染等事業費回収金収入 24,884百万円				(主な消滅額) 財団法人総合研究開発機構貸付金債権 3,110百万円 東日本大震災復興放射性物質汚染対策緊急除染等事業費回収金収入 24,884百万円 返納金債権 2,671百万円						

※消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程(昭和二十七年大蔵省令第百四十一号)第二十七条第一項各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

国の債権に係る情報の公表

内閣府(一般会計)

※沖縄総合事務局を含む

歳入金債権の年度末現在額の推移

(単位:百万円)

	平成25年度末現在額								平成26年度末現在額								平成27年度末現在額										
	一般分(徴収停止分を除く。)						徴収停止分		一般分(徴収停止分を除く。)						徴収停止分		一般分(徴収停止分を除く。)						徴収停止分				
	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計		本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計		本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計		本年度発生債権分	前年度以前発生債権分			
	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額			履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額			履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額			履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額
債権の種類																											
(部)政府資産整理収入	38,269	-	24	6	38,238	6	38,262	-	-	33,578	-	15	6	33,555	6	33,571	-	-	29,456	-	48	51	29,356	51	29,405	-	-
(款)回収金等収入	38,260	-	24	-	38,236	-	38,260	-	-	33,570	-	15	1	33,553	1	33,569	-	-	29,449	-	48	46	29,355	46	29,403	-	-
(項)貸付金等回収金収入	38,260	-	24	-	38,236	-	38,260	-	-	33,570	-	15	1	33,553	1	33,569	-	-	29,449	-	48	46	29,355	46	29,403	-	-
(目)災害援護貸付金債権	32,040	-	24	-	32,016	-	32,040	-	-	30,460	-	15	1	30,443	1	30,459	-	-	29,449	-	48	46	29,355	46	29,403	-	-
(目)財団法人総合研究開発機構貸付金債権	6,220	-	-	-	6,220	-	6,220	-	-	3,110	-	-	-	3,110	-	3,110	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(款)国有財産処分収入	9	-	-	6	2	6	2	-	-	7	-	-	5	1	5	1	-	-	6	-	-	5	1	5	1	-	-
(項)国有財産売却収入	9	-	-	6	2	6	2	-	-	7	-	-	5	1	5	1	-	-	6	-	-	5	1	5	1	-	-
(目)不動産売却代債権	9	-	-	6	2	6	2	-	-	7	-	-	5	1	5	1	-	-	6	-	-	5	1	5	1	-	-
(部)雑収入	384	4	0	371	8	375	9	-	-	291	2	4	276	8	278	12	-	3	96	3	20	59	12	63	32	-	3
(款)国有財産利用収入	96	4	-	87	4	91	4	-	-	82	2	1	73	4	75	6	-	3	70	3	0	59	6	63	6	-	3
(項)国有財産貸付収入	93	4	-	84	4	88	4	-	-	80	2	1	71	4	73	6	-	3	68	3	0	57	6	61	6	-	3
(目)公務員宿舍使用料債権	0	0	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-	0	-	-	-
(目)物件貸付料債権	93	4	-	84	4	88	4	-	-	80	2	1	71	4	73	6	-	3	68	3	-	57	6	61	6	-	3
(項)利子収入	2	0	-	2	-	2	-	-	-	2	-	-	2	-	2	-	-	-	1	-	-	1	-	1	-	-	-
(目)利息債権	2	0	-	2	-	2	-	-	-	2	-	-	2	-	2	-	-	-	1	-	-	1	-	1	-	-	-
(款)諸収入	288	0	0	284	3	284	4	-	-	209	0	2	203	3	203	5	-	-	26	0	20	0	5	0	25	-	-
(項)弁償及返納金	284	0	0	284	-	284	0	-	-	203	0	-	203	-	203	-	-	-	20	0	20	-	-	0	20	-	-
(目)返納金債権	0	-	0	-	-	0	-	-	-	0	-	-	0	-	0	-	-	-	20	-	20	-	-	-	20	-	-
(目)損害賠償金債権	284	0	-	284	-	284	-	-	-	203	0	-	203	-	203	-	-	-	0	0	-	-	-	0	-	-	-
(項)雑入	3	-	-	-	3	-	3	-	-	5	-	2	-	3	-	5	-	-	5	-	-	0	5	0	5	-	-
(目)延滞金債権	3	-	-	-	3	-	3	-	-	5	-	2	-	3	-	5	-	-	5	-	-	0	5	0	5	-	-
合 計	38,654	4	24	378	38,247	382	38,271	-	-	33,869	2	19	283	33,564	285	33,583	-	3	29,552	3	68	110	29,369	114	29,438	-	3

※計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているため、端数において合計とは合致しないものがある。

(付表)

平成27年度

不納欠損額の内訳

内閣府主管

一般会計

(単位:千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの(免除)	0	-	0	-	0	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)	0	-	0	-	0	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分停止)	0	-	0	-	0	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)	0	-	58	1,002	58	1,002	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み)	0	-	57	577	57	577	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が終了)	0	-	0	-	0	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み)	0	-	0	-	0	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定により債務者が免責)	0	-	1	425	1	425	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定)	0	-	0	-	0	-	

※計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているため、端数において合計とは合致しないものがある。